

概要書

令和3年度		再評価			
事業名（箇所名）	佐伯税務署	担当課	官庁営繕部計画課	事業主体	国土交通省 九州地方整備局
		担当課長名	佐藤 由美		
実施箇所	大分県佐伯市中村西町3番15				
該当基準	再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業				
事業諸元	・敷地: 1,557 m ² ・構造: 鉄筋コンクリート造 地上3階 ・規模: 1,258 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	令和 4 年度	事業進捗確認 令和 年度
総事業費（億円）	6.1				
目的・必要性	現在使用している庁舎については、立地条件の不良、経年による老朽等の問題を有しており、利用者の安全・安心と利便性を確保するうえで支障となっている。 必要性の評点 100点				
社会経済情勢等の変化	社会経済情勢等の変化は特になく、本事業の必要性が認められる。				
事業の合理性	<評点> 100点	【代替案との経済比較】 C'-C:1.1 C（事業案の総費用LCC(億円)）: 8.9 C'（代替案の総費用LCC(億円)）: 10.0			
事業の効果	【基本機能(B1)】 <評点> 121点 主な根拠 国として用地を確保、施設へのアクセス良好		【施策に基づく付加機能(B2)】 地域性、環境保全性、木材利用促進、ユニバーサルデザインの効果が期待できる。		
事業の進捗状況	令和元年度 設計業務実施 令和3年度 工事発注 本体工事中	事業の進捗の見込み		令和4年度完成予定	
コスト縮減や代替案立案等の可能性	本事業の実施に合理性があり、「コスト縮減や新たな代替案立案の可能性」の観点から現時点で事業の見直しの必要性は認められない。				
対応方針	継続				
対応方針 理由	事業の必要性等については評価基準以上の評点となっている。また、今後の事業進捗も見込まれることから、現計画により本事業を継続することが妥当であると認められる。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 継続事業として了承された。				

施設名： 佐伯税務署

事業場所： 大分県佐伯市中村西町3番15

概要図
(位置図)

